

原風景の残る島 Iheya Island

広
報

いへや

4

2022

No.359



伊平屋村



春の息吹、田植えの季節。

施政方針

I はじめに

令和4年第3回伊平屋村議会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げます。

令和4年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、村政運営に当たっての所信の一端を申し上げます、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

沖繩振興特別措置法が10年維持附則に5年見直しとされました。沖繩振興法は沖繩における特殊な諸事情に起因する課題の克服と民間主導の自立型経済発展さらに我が国及びアジア太平洋地域の発展への寄与等の観点から国による支援や沖繩振興策の継続を求めるものです。

沖繩21世紀ビジョンは県民の参画と協働のもとに将来のあるべき沖繩の姿を描きその実現に向けた取組の方向性と県民が行政の役割などを明らかにする基本構想です特に沖繩の離島は島嶼経済特有の輸送コストの高さなどの不利性や人口減少により長期的な税収など歳入の減少が見込まれる一方高齢化は更に進むことから社会保障関係経費等が増加し財政の硬直化が進行を強めています。

また、インフラの老朽化への対応等が難しくなり全体的に行政サービスの下を招く恐れがあります。このような状況を踏まえて離島振興に

しっかりと取り組んでいただきたいと思います

また北部病院、北部医師会病棟の統合によって北部医療センターが2026年に開院することとなり、2026年に開院することとなり、建設予定地である沖繩県立農業大学の土壌調査や解体撤去等のスケジュールが当初より遅れることとなり、2028開院予定へと修正されました。延長された期間に於きましては、より一層北部地区の医療体制のみならず、離島医療の問題点を北部首長が構成員となっている「公立北部医療センター整備協議会」はもとより、様々な場面でも粘り強く伝えていきたいと考えております。

まだまだ調整すべき課題が山積しています。一日も早い北部広域の医療体制が整い安心・安全な医療サービスが受けられることを切望します。

新型コロナウイルス感染症が2019年2月初旬に中国の武漢市で第一例目の感染者が報告されたからわずか数ヶ月でパンデミックとなり世界的な大流行となり本村でも一昨年12月には30名余の村民が感染したのですが、村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。



染防止対策により小康状態を保っておりました。しかしながら今年1月には感染力の高いオミクロン株の村内陽性者が確認され、70名余の村民が短期間の間に確認されたところで、今回も、北部病院附属伊平屋診療所での逼迫した中でスタッフの頑張りや村民の協力による早い対応で発症者全員が軽傷で帰還できたものと確信しています。

引き続き、水際対策を含め感染症拡大防止と村民生活の安定並びに経済の回復に向け、職員一丸となって取り組んで参ります。

今後も感染症拡大防止に向けては住民課を中心に医療体制、検査態勢の拡充に取り組むとともに医療機関とも連携し取り組みます。

また新型コロナウイルス感染症対策のキーワードというワクチン予防接種の実施体制も沖繩県や北部広域市町村圏事務組合、北部病院、医師会病院、保健所とも連携し継続して摂取体制を整えて参ります。

社会福祉施設とらず園、保育所、幼稚園、教育施設の感染防止対策にも引き続き取り組んで参ります。

また、一括交付金やコロナ対策補助金等を活用し「安心・安全な伊平屋島」の構築と「村民の生活・雇用・事業の維持」を軸に経済対策を展開して参ります。

II 施策の概要

次に、令和4年度における施策の概要について、村民の求める将来像に沿って、基本姿勢と主な施策についてご説明申し上げます。

第1に、「住民協働」住民と協働の村行政について申し上げます。

我国は、グローバル化の進展、少子高齢化社会の到来、国家財政の危機的状況など、社会経済に大きな変革を迫られています。このような中、地方自治体が分権の担い手として改革の道を自ら切り開いていくこと、つまり地方が自ら知恵と力で地域を運営するという、自立性の高い地域づくりが求められています。それには村民ニーズを的確に把握し、地域の振興にとって何が最も必要かを判断しながら政策を展開することが必要であります。村民の意思が行政計画、または行政意思決定プロセスの中に反映されるよう村民と共に行動する、住民と協働型の意思決定システム構築に取り組んで参ります。

1 村民と協働の村づくり

村民が求める将来像を実現するため、村民の求める「心豊かな暮らし環境づくり」と「自らの心を豊かにする人づくり」を推進するため、村づくりへの住民参画の促進とその取り組みについて、人的・財政的支援を継続していきます。住民と協働の村づくりを実現するための人材育成については、住民が島の将来を「デザインし、幸せを実感できる島づくりを住民と行政が実現に向けて、引き続きコミュニティリーダーの育成と住民のボランティア活動等の支援体制を強化し、持続可能なコミュニティ・システムを検討してまいります。主体的な村づくりの要となる、本村行政職員の資質向上については、「伊平屋村人材育成基本方針」

及び「伊平屋村職員研修計画」に基づき、職員の意識改革と複雑高度化する行政課題に的確に対応できる能力育成を図るため、OJTをはじめ各種研修を実施致します。また、多様な行政課題解決に必要な専門的知識を有する人材を確保するため、任期付き職員採用や、中途採用も取り組んでいきます。併せて、人事評価制度の運用による職員の能力、業績の適正評価に取り組み、職員の意欲向上と業務能力向上を図ります。

現在、本村振興の担い手である現場職員の確保が大変厳しい状況となっておりますが、本村単独の採用試験に加え、離島町村共同による合同採用試験に引き続き参画し、職員の安定的確保に取り組み、職員定数の適正化を図ってまいります。また、村内の職員採用状況は、その多くが村外からの採用者が多数を占める状況となっております。人材確保のため、引き続き島外からの採用を図る必要があります。よって、その任環境確保のため、宿舍の整備等に取り組んでまいります。

第2は、「産業」活きみながら6次産業が息づく島について申し上げます。

島のたからを活かし、地域が主体となった観光・交流産業の振興

令和3年の入域観光者数は、一万一千三百二十七人となり、昨年の一萬三千九百八十六人、令和元年の二萬五千四百一十一人をピークから約55パーセントと大幅に減少しました。

これは、令和2年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、離島航路の往来自粛や、観光客の総合窓口となる「一般社団法人伊平屋島観光協会」の民泊事業、教育旅行等の受入を自粛要請したこと、村内各種イベントの中止等により、島外からの来島者が制限されたことによりです。

一方、村内の飲食業・小売業、宿泊業においては、休業や営業自粛を余儀なくされ、新型コロナウイルスの感染拡大を未然に防ぐため関係機関及び伊平屋村商工会と情報を共有しながら営業体制の改善指導を行いました。

令和4年度も、観光・交流産業は中核産業であるとの認識を一つにし、観光協会及び商工会主導による地域産業の連携促進と、情報社会における観光のグローバル化を意識しながら、様々な観光関連施策展開について取り組んでいきます。

地域の産業を振興するには、地域資源や特性を活かし、その優位性が発揮できる産業分野に重点をおいた戦略的な振興策を講じる必要があります。そこで、地元産品の販路拡大を図るため、島内事業者を対象にセミナーや研修等を行い、島外での催事出展を支援・実践の場の提供を行います。付加価値を高めるためには、他には無い島の独自性と突出性をうまくPRし、客観的に見せる場が必要で、平成29年度より那覇市タイムスビルに於いて開催している「伊平屋 観光・物産と芸能フェア」は、昨年が新型コロナウイルス感染症拡大により、リアル開催は断念し、オンラインによる開催となりましたが、その取り

組みの一端であり、「売れる商品づくり」を目的に今年度も他産業との連携強化を引き続き取り組んで参ります。観光・交流産業を中心に、関連産業の積極的な育成と新事業の創出を図り、村内経済波及効果の高い、リーディング産業としての発展を目指します。

また、本村には戦後、日本領土とアメリカ領土の境界線となった北緯27度線が日本国内では唯一陸地を通り、日本と切り離された歴史を県内外に広く再認識させると同時に戦争の記憶を風化させずに学習教材として後生に継承させ、二度と戦争を繰り返さぬよう世界平和の象徴として祖国復帰50周年の記念碑整備を図っていきます。

(1) 農林水産業を活用した体験型交流の促進

観光・交流産業の振興で交流人口を増大し、観光関連分野でのニュービジネスの創出や農林水産業、製造業等職場産業との連携を強化するなど経済波及効果を高めることでUターン等による定住人口の増大を図ります。

民泊事業をはじめ、観光施設を活用した体験型観光交流等、本村ならではの「観光と農林水産業との連携」を推進し、教育旅行など観光・交流産業の振興に取り組んでいきます。さらに、観光協会、商工会と連携し、コーディネート、インスタグラム等の観光・交流事業に携わる人材の育成や多彩な観光交流プログラムの開発、関連企業の育成支援、観光交流情報の受発信等の支援を引き続き行います。

(2) 伊是名村及び今帰仁村との連携による観光・交流産業の振興

本村のみの観光誘客には限界がありますが、歴史や文化等において共通点がある伊是名村と協力し、両村の「歴史・文化」をテーマにした旅行商品開発等を連携して推進して参ります。また、本村・伊是名村・今帰仁村による三村連携事業(いいなまつり)も積極的に推進してまいります。

伊平屋、伊是名間をつなぐ架橋建設については、伊平屋・伊是名経済圏としての効果は多大なものがあります。両村発展のため、早期に実現できるように歩調を合わせ、一体的に取り組んでいきます。

2 ぐらしの立つ農林水産業の振興

本村の農林水産業は、地域経営資源を活用した基幹産業ですが、近年、産業全体に占める割合が大きく低下しており、かつ専業農家・漁家にあってもきわめてぐらしの立ちにくい状況にあります。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足等深刻な問題を抱えており、地域農業の担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、就農促進対策を積極的に推進するとともに青年の新規就農者及び経営継承者を増加させる必要があります。新規就農や経営継承をするにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっている。次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、引き続き新規就農者の確保を図ります。また、農業次世代人材投資事業等の活用により青年の就農意欲

の喚起と就農後の定着を図り青年就農者の増大を図ります。

今後の農業・漁業は、産業基盤の整備や環境保全をはじめ、生産性の向上等、経営感覚に優れた生産者・団体の育成を進め、消費者のニーズに対応した安全・安心で良質な農村資産物の生産及び安定供給ができる体制作り、ブランド化を推進し、観光産業と連動したぐらしの立つ農林水産業の振興に取り組みます。

基幹作物であるさとうきび、米については、村、JAおきなわと協議をしながら、農家負担の軽減、生産の向上、経営の安定を図ってまいります。また、新製糖工場が竣工から2年が経過し令和3年4年度の製糖操業も順調で原料5000tを予定しているところです。近代的な含みつつ糖製糖施設の整備により製造コストの低減、製品の品質向上が図られ、また衛生管理基準を整えることにより、消費者へより安心安全な製品を提供できる生産体制が確立されております。

水稻関連では、老朽化の進む伊平屋村ライスセンターについて、北部

振興事業での令和5年度の採択を目指し事業計画の策定を進めているところです。

農業基盤整備については、生産性の向上や農業経営コストの軽減、品質向上を図るため、令和4年度は田名東部地区において、農地防風林350m、沈砂池2基を整備します。

水産業については、その基盤となる漁港を第三次漁港整備計画に基づいて、伊平屋漁港及び田名漁港を随時整備しております。令和4年度は、伊平屋漁港において、荷捌き施設、通信施設、給油施設、漁具干し場の整備を図るべく関係省庁との事業採択に向けた調整を進めております。

第3に、**ぐらしとぐらし**、郷土愛に富み、夢を求める人材を育む島について申し上げます。

本村の教育は、離島であるが故の様々なハンディを克服し、新しい島づくりに取り組める人材の育成を優先課題として、生涯学習、人材育成システム構築等に取り組んでまいりました。これまでの成果を検証しながら、グローバルな社会環境の変化に対応できる人材の育成を念頭に、より充実した教育活動・人材育成システムを推進していくことが必要となります。そのためには、学校・家庭・地域・社会・行政との連携による教育力の向上を強化していくとともに、新しい発想による教育環境の整備、交流による人づくり、地域ぐるみの教育環境の整備に努めます。具体的には、「教育方針」(別冊)



でご確認してください。

第4に、**「くらし」**心と体がみ たされる島について申し上げます。

「島に住む幸せ」を実現するにあたり、「保健・医療・福祉サービスの確保」は極めて大きな課題です。今後も「保健・医療・福祉のさらなる向上」に努めていきます。

また、本村においてはこれまで地域コミュニティが生活に関わる相互扶助や伝統文化等の維持などにおいて大きな役割を担ってきました。しかし、人口減少・高齢化が進み、地域コミュニティの維持は極めて厳しい状況にあります。よって、地域活動の活性化と持続可能な地域コミュニティ活動のあり方を地域住民、村民と共に考えていきます。

次世代を担う若者世代が、安心して子どもを産み・育てられる環境の整備・充実を図り、人口の社会的流出に歯止めをかける施策に取り組んでいきます

1 安心して子どもを産み育てる環境づくり

安心して子育てができる環境を整備します。特に妊娠出産については、島外に通院・滞在するなど、離島ゆえのハンディがあることから妊産婦健診時の通院に係る経費の助成及び出産に伴う滞在費の一部助成を引き続き行います。又、世界中を震撼させているコロナ禍の中、今後も保育所運営に対しては細心の注意を払い運営しております。感染症対策の一環として感染予防の対策として光触媒によるコーティングを保育所内遊

具に至るまで実施し、引き続き保育所スタッフに准看護師の資格者を有した保育現場でのコロナ対策。更には妊産婦の産前産後の相談のため、令和3年度より月に4回の「ウエルハピプラス」を保健相談所で実施し、コロナ禍の中においても子育てしやすい環境を提供してきており、今後も継続して実施するよう体制を強化して参ります。乳幼児を持つ親御さんが安心して相談できる環境を整備しております。令和3年度は8名もの島の宝が誕生しております。今後も出産祝金など定住促進事業の充実をはかり、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

母子父子・児童福祉についても、引き続き令和元年度に策定した「伊平屋村子ども子育て支援事業計画」に基づき進めていきます。

2 安心して暮らし続けられる村づくり

村民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくと共に、村民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に努めます。



(1) 元気で活き活きとした高齢者福祉の向上

本村の屋台骨をこれまで築き上げてきた高齢者が、これからも元気で生き甲斐をもって暮らせるよう、高

齢者保健福祉計画を軸とした介護予防サービスの充実、若い世代や子ども達との世代間交流や、自助・互助・共助・公助の力で高齢者を支える地域づくりを実践し、安心して住み慣れた生まれ島・地域で老後の生活が送れるように支援します。

生活支援ハウス「とらず園」については、本年度7月より、「指定管理者制度」を導入したことにより、より自由度の高い事業展開が期待されます。伊平屋村社会福祉協議会との連携のもと、介護福祉サービスの充実や高齢者の生きがい活動や見守り体制の強化・利用者の利便性の向上を図り安全・安心の環境を提供します。また、よりよいサービスの提供できるよう、とらず園の経営改革にも継続して取り組んでいきます。

(2) 障がいのある方が暮らしやすい社会環境づくり

住み慣れた地域で生活したいという障がいのある方々の願いを実現するためには、地域の中に、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要とする支援につなぐ、きめ細かな支援体制が無ければなりません。障がいのある方が安心して地域で生活できる共生社会を目指し、その権利擁護と障がいのある方の暮らしやすい地域づくりを推進します。

障がい者福祉計画に基づき「ともに支え合い、働く喜び・生きる喜びにあふれる村」の実現を目指し、継続して取り組んできたことが少しずつ実を結びつつあると思っております。今後も障がい者の社会参加、自立に向けた支援を継続してまいります。

3 医療体制の充実

全国的に医師不足が問題になる中、村内の沖繩県立北部病院付属伊平屋診療所と村立歯科診療所では、幸いにも医師が確保されているとろです。

他方「新型コロナウイルス」は「アルファ株」「デルタ株」「オミクロン株」と形を変え、人類に甚大な被害を及ぼします。村内においても、現在までに延べ100名以上の陽性者が発現しており、村民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしたことは記憶に新しいところです。伊平屋村におきましても村内内外の医療従事者と保健所、地域・関係団体が連携を緊密化し、感染予防対策を更に強化すると同時に、ワクチン接種体制の整備・実施に最大限注力し、見えない人類共通の敵「新型コロナウイルス感染症」と正面から向き合い、挑む所存です。村民の皆様の協力を引き続きお願い申し上げます。

歯科診療所については、これまで老朽化した施設の整備改修を行ってきました。今年度以降は歯科医師の定住による歯科保健医療のさらなる充実を図るとともに、歯科診療所の自主運営を実施しながら、村民の歯科疾患の予防・治療の推進に努めます。

(1) 地域を挙げた健康づくり

「健康であること」は幸せな人生の条件です。乳幼児から高齢者まで全ての村民が健やかに生活するための施策を推進するとともに、村民一人ひとりが自ら、健康な生活を維持できるように支援してまいります。

その実現のために必要な施策・環境作りの一環として、たしまして、教育委員会と連携し、伊平屋小学校旧図書室に健康づくりの場としてフィットネス器具等を設置し、村民の皆様にご提供出来るよう準備も整い、本年度も引き続き利用者に寄り添った運営を行います。



4 海上・陸上交通等の利便性向上と空路の早期開設

離島村の振興を考えると、大きな課題の一つには交通アクセスがあります。

海上交通については、現在のフェリーⅠⅡⅢが就航していますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大及び福徳岡ノ場噴火により軽石の漂流、漂着が船舶の航行に支障を来し、村船舶もその影響を受け、就航率、旅客数、航送車輛数・貨物量、共に大幅な減少となりました。

昨年より、沖繩県の港湾整備事業による前泊港嵩上工事及び屋根付き荷捌き施設が実施されていますが、ポータルミナルピルの機能強化整備も平行して進めています。今後もよりよいサービスの向上に努め、健全な企業運営を目指してまいります。

陸上交通については、高齢者や交通弱者、日常的利用者の移動手段として多くの村民がコミュニティバスを利用しているところです。今後も村民はじめ、交通弱者や観光客が利用して頂けるようサービスの向上に

努めます。
道路整備については、重要路線はほぼ完了していますが老朽化した道路・橋梁の再整備や改修を推進していきます。

伊平屋空港の整備については、就航に向けた航空会社との意見交換会を実施し沖縄県には引き続き伊平屋空港の整備についての早期認可申請を要請しているところでです。沖縄県、北部市町村会、北部振興会などの支援を得ながら、伊平屋、伊是名両村一丸となって、早期開港に向け引き続き取り組んでいきます。

第5に、公環境。豊かな自然を守り育てる島。について申し上げます。

私たちは、本村に残る手付かずの自然環境とすばらしい景観を「島の宝」として守り育み、次の世代に残していかなければなりません。

そのためには、「島の宝」である自然・景観の保全保育を村民全体で考えていくとともに、環境を守る意識の啓発や、環境にやさしい生活の推進（ゴミの分別等）美しい景観づくりなどを積極的に取り組んでいきます。

1 自然環境の保全と活用

本村の最大の宝は「島の自然」です。豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・海浜環境の保全、自然環境の適正利用、さらには、本村らしい自然環境の再生を推進します。

自然環境の保全については、本土

復帰後急速に進んだ各種基盤整備事業により本村の自然環境にかなりの負荷を与えてきました。環境協力税や美ら島応援寄付金（ふるさと納税）等を活用した環境美化活動等をおこなって、広く村民や来島者に環境保全意識の普及を推進します。

自然環境の活用については、自然と人間社会の共存した関係（里山、里海の時代）を築くため、環境収容能力の考えのもと、自然環境を適正に利用することが望ましいことから、自然環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）、農山漁村体験・滞在型ツーリズム等を推進します。

農林水産業の自然循環機能の維持増進と離島の持つ豊かで美しい自然環境の保全を図り、環境と調和した農林水産業を促進します。

2 美しい景観の整備

本村を、地域住民が生き生きと誇りを持って暮らせる豊かで住みよい地域とし、また訪れる方にも開かれた地域とするためには、景観や自然環境にも配慮しつつ、地域住民や団体などによる集落機能の活性化を図り、美しい村づくりを行う必要があります。手付かずの美しい自然環境や田園景観、昔ながらの伝統的な家並み等、伊平屋らしい景観・風景・風土を次世代に守り継ぐとともに、花と緑にあふれる潤いのある地域形成を、継続的に取り組んでいきます。

平成28年3月1日に「伊平屋島の念頭平松」として国指定天然記念物に指定された念頭平松は、村民にとって古くから憩いの場として親しまれており、今後は村民だけではなく島の観光地として、今後さらに多

くの観光客の利用が予想されます。伊平屋らしい原風景と調和した観光地のイメージを向上するために、沖縄振興特別推進交付金事業を活用し、平成28年度から令和3年度まで改修整備を進めてまいりました。引き続き、景観や快適性、利便性に配慮し整備を継続して進め島のシンボルとして村内外に広くPRしていきます。

また、本村北側は国指定文化財1件、県指定文化財2件、村文化財1件及び絶景の観光ビューポイントが点在してあるが道路が老朽化している事や一部伊平屋らしい海岸の景観が損なわれている箇所があり、整備を推進してまいります。観光地としてのガイダンスサインが必要な箇所の整備、又景観にマッチした利便性の高い施設の環境整備を推進していきます。

本村随一の観光資源である米崎海岸が過去の護岸整備等により周辺海浜からの砂の流出が助長され自然景観の消失が懸念されています。流出対策として、海浜後退の助長防止を行い養浜を重点に整備を進めていきます。又米崎海浜公園は供用開始から13年が経過し施設の老朽化が著しく機能の低下が見られるため利用者の満足度アップを目指し施設の機能強化を図ってまいります。

3 持続可能な循環型社会の構築

伊平屋村特有の自然環境の大切さを地域住民で共有するために本年度も引き続き家電リサイクル品目や廃タイヤの搬出負担の軽減を支援して参ります。少しずつではありますが、村民理解が深まっていると感じ

るところであります。伊平屋村の素晴らしい環境を次世代に引き継ぐために、自然環境保全と社会経済活動とのバランスがとれた社会構築に引き続き努めていきます。

農業集落排水事業については、老朽化した施設の整備と適正な施設管理に努め、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めていきます。

簡易水道事業につきましては、沖縄県企業局が水道広域化へ向け令和元年度から工事が着手され新浄水場の建築・機械電気設備・土木工事を実施している状況であり、供用開始に向けて着実に整備を進めています。

浄水施設の整備に合わせ、老朽化している配水管の更新工事を村発注で令和7年度までの期間、順次進めていきます。

今後も引き続き、沖縄県が行う広域化の取り組みに協力し、基本計画（水道ビジョン）を基に、維持管理等のコスト軽減を図るとともに、より一層の経営改善に取り組み、安心・安全な水の供給に努めていきます。

廃棄物処理については、入域人口の増加に伴い排出される廃棄物が増えていく事が予想されることから、ゴミの分別・減量化を徹底しリサイクル社会構築に向け取組を継続していきます。

III おわりに

以上村政運営に対する施策を実現していくための考えについて述べてまいりましたが、本年度実施予定の事業は、これからの伊平屋村づくりに欠かすことのできない重要な事業

であり、主役は村民であると、そして村民視点に立って常に行政サービスの向上に職員一丸となって取り組んでまいります。令和という新たな時代に誰もが夢と希望を抱いて迎えたスタートの時代に新型コロナウイルスが先行き不透明な現状にありますが、しかし、このような時だからこそピンチをチャンスに変える大きな機会でもあります。希望に満ちた時代は私たち自身が支え合い励まし合いながら築いて行くものであります。人口減少という危機を皆で共有しながら目指すべき未来に向けて力を合わせ全力で取り組んでまいります。

村民の皆様、議員の皆様におかれましては新たな時代にみんなの笑顔と本村の未来を創るため今後の財政運営により一層のご理解とご協力を賜り増すようお願い申し上げます。

令和4年3月10日

伊平屋村村長 名嘉律夫



令和4年度 伊平屋村教育 主要施策の要点

はじめに

伊平屋村は、沖縄県の最北端に位置し、素朴で自然豊かな島である。歴史的には、古生代にさかのぼる島の生い立ちや、万葉の世界に通ずる天照大御神伝説「クマヤ洞窟由来」がある。また、祖先崇拜や万の神様「ウタキ」崇拝等の祭祀を司る祝女存在は、県内多数の島の島として知られる由縁である。

村民は、豊かな自然環境の中で、のんびりした生活空間を創造しながら、強い絆と温かい人情を育んで生きている。この様な人々の生活と連動した郷土の伝統文化「ウンジャミ・ウシデーク・豊年祭」等は、文化的価値が高く、本村の誇りである。

ところで、豊かさや便利さを求める時代の波に押し流され、年々人口減少の一途をたどっている現状は、島で生きる村民一人一人が自信と誇りを持って生活しているとは言い難い。また、児童・生徒は、高校進学と同時に島を離れていく宿命を背負わされている。

昨今、地球温暖化の影響は激しく、わが国をはじめ世界中の人々に自然界は容赦なく、未曾有の悲しみを与え続けている。自然を侮り、人間の知恵で万物克服可能と

言う過信は、自然界に通用しない現実を受け止めなければならない時代である。

このことから、人間は、利便性や物欲追求におぼれること無く、自然と向き合い、適度の不自由さを守り、自然と人間との共存、人と人との繋がりが等、つまり「心」の時代を、強く考える時宜となったのである。

さて、人間として、社会人として力強く生きるための学校教育は、確かな学力「学力」を身につけ、利他の精神を持ち、急激な社会の変化に対応できる創造性・国際性豊かな人材を育てることである。

また、島で生まれ育った誇りを胸に、郷土の文化継承・発展への一翼としての自覚と責任を身につけさせる必要がある。

このことが、島発ち教育の礎である。県内はもとより広く国際社会に雄飛し、併せて、島の未来を創造できる教育を強力に推進しなければならぬ。

さらに、高齢社会の伸展に伴い、生涯学び続ける生き方ができるような環境整備をし、老いも若きも支え合う活力に満ちた地域活動を推進し、「安心・安全・平和」な村民主体の生涯学習社会の形成を目指すなければならない。

この様な視点に立ち、村教育委

員会は、憲法・教育基本法に則り、新しい学習指導要領及び、本県教育主要施策、伊平屋村学校教育要覧、伊平屋村総合計画基本構想に基づき、令和4年度の本村教育施策を定める。

令和4年3月10日

伊平屋村教育委員会

〔基本方針〕

伊平屋村は、村民及び幼児児童生徒の個性を尊重し、国・県及び郷土の自然と歴史・文化に誇りを持ち、創造性・国際性豊かな人材の育成と社会の変化に主体的に対応し、学び続ける生涯学習の振興を期して、次の教育施策を推進する。

〔教育目標〕

○確かな学力を確実に身に付け、自らの個性を生かし、主体的に社会の変化に対応できる能力や創造性の基礎を育成し、生涯にわたって能動的に学び続ける子供たちを育成する。

○平和で活力に満ちた社会の形成者として、郷土を愛し、郷土文化の継承発展に寄与し、創造性・国際性豊かで、情報社会に適応できる心身共に健全で、人間性豊かな村民を育成する。

○村民の連帯感を育み、学校・家庭・地域社会・行政の相互連携のもと、社会の変化に対応し得る教育の方法を追求し、やすらぎのある生涯学習社会を形成する。

令和4年度 伊平屋村教育主要施策の要点

本村における教育は、国及び県の教育施策を参考にしながら、村独自の教育課題を明確にして、各施策の具体的取組を展開する。

1 学校教育の充実

幼児児童生徒一人一人が学び続ける意欲と心豊かにたくましく生きる力を身につける教育活動を展開する。特に、知力を高めるための教員の研修支援、保護者との連携強化、地域人材活用等によるキャリア教育の充実を図る。さらに、学校環境の整備の充実と郷土文化の継承・発展及びスポーツ文化の充実を図る。

〔取組内容〕

(1) 確かな学力の確立

○「主体的・対話的で深い学び」への授業改善 ○学習用端末を活用した授業づくりの推進 ○「学び」の個別最適化と協働化の推進 ○授業と連動した宿題の日常化 ○学習規律の徹底 ○読書習慣の充実 ○生活リズムの徹底 ○伝統文化学習の日の充実

※教育課程への位置付けへ
○教職員研修（学び続ける教員）の充実 ○地域資源活用の推進 ○「てるしの塾」の推進 ○小学校英語教育の充実 ○道徳教育の充実

※地域教材「伊平屋ジュニア」の教材化
(2) 心の教育の充実 ○話す・

聞く態度の育成 ○片付け掃除習慣 ○時間のけじめ習慣 ○みなり服装の徹底 ○危機管理能力の徹底

(3) 健やかな体を育む教育の充実 ○運動部活動の強化 ○健康教育の日常化 ○安全意識の日常化 ○徒歩通学、自転車通学の奨励 ○衛生管理・教育の日常化 ○栄養バランス教育の日常化

(4) 食育の推進 ○偏食追放運動 ○栄養教育の充実 ○規則正しい生活習慣の徹底 ○嗜好品摂取についての周知

(5) 特別支援教育の充実 ○校内支援委員会の活性化 ○校内コーディネーターの資質向上（研修） ○個別支援 ○特別支援教育への理解促進（教職員・保護者等） ○発達支援 ○カリキュラム支援 ○講演会の充実

(6) 幼児教育の充実 ○会話による共感的しつけの充実 ○生活リズムの徹底 ○個性の伸張 ○自立支援 ○保幼小中連携の推進 ○幼児教育支援（研修等）の充実

(7) 個性を大切にす教育の推進 ○体験・経験・観察学習支援 ○環境整備支援 ○文化活動支援 ○特色ある教育課程編成支援 ○キャリア教育の充実

(8) 地域とともにある学校づく

りの推進

○地域社会と学校が協働する教育課程の編成 ○地域人材活用支援 ○地域連携支援 ○学校評価の充実 ○安心・安全・平和な教育環境整備支援

2 社会教育の充実

村民一人一人が社会の形成者としての自覚と責任を負い、村民のニーズに合った活動の日常化を図る。特に、青年会・婦人会・老人会・子ども会等社会教育団体の活動の活性化を図り、社会教育指導者育成等の支援をする。

〔取組内容〕

(1) 社会教育基盤の整備・充実 ○離島振興総合センター施設の充実 ○学校施設開放の充実 ○公民館活動(機能)の充実 ○地域コミュニティの強化支援

(2) 家庭教育機能の充実

○基本的な生活習慣の確立 ○早寝・早起き・朝ごはん奨励 ○徒歩通学・自転車通学奨励 ○時間のけじめ推進 ○あいさつ・身なり・片付け習慣の奨励 ○「家庭の日」設定奨励 ○読み聞かせ奨励

(3) ニーズに応える社会教育

○諸講座開設 ○サークル活動奨励 ○ボランティア活動奨励

(4) 生涯スポーツの推進

○村民体育の日推進 ○ラジオ体操の参加推進 ○ニーズに合うスポーツの奨励 ○海浜スポーツの奨励

(5) 競技スポーツの推進

○運動部活動の活性化支援 ○村スポーツ大会開催 ○島外大会参加推進

3 青少年の健全育成

「地域の子どもは、地域で育てる」を基本として学校・家庭・地域社会・行政との密接な連携強化を図る。また、当たり前のことが当たり前にできる家庭教育力の向上を図る。

〔取組内容〕

(1) 学校・家庭・地域・行政の相互連携協力

○あいさつ運動の周知・参加 ○630運動の日常化支援 ○お手伝い運動奨励 ○家庭学習への取り組み支援 ○夏休み親子教室 ○「ファミリー読書」の充実 ○「弁当の日」の実践 ○「やーなれー運動」の推進 ○各字行事参加支援 ○子供会活動支援 ○「伝統文化学習の日」の支援

(2) 鳥発ち後の自立支援活動

○高校生支援事業及び激励会の充実

4 文化の継承・発展

本村文化の殿堂として「伊平屋村歴史民俗資料館」の機能強化を図り、文化センター及び総合アートの発信基地になりうる機能強化を目指す。

また、本村で育んだ郷土文化を大人から青年へ、青年から児童生徒へ受け継ぐ指導支援を図る。各区子ども会等の活動支援を強化する。さらに学校行事等への連携強化を図りながら充実発展を目指す。

〔取組内容〕

(1) 文化財の保護と活用

○有形・無形文化財指定 ○歴史文化基本構想実施計画の取り組み ○文化財分布図の作成 ○埋蔵文化財の発掘調査・保存・保護推進

(2) 文化施設(民俗資料館)の活用

○民俗資料館の学校利用推進 ○民俗資料館事業推進

(3) 文化芸術活動の推進

○イベント企画の日常化 ○諸教室開設推進 ○諸展示会開催推進 ○文化啓蒙活動のネットワーキングセンター位置づけ ○しまくとうばの保存継承(しまくとうば大会の実施、しまくとうば検定の取り組み等)

5 生涯学習の充実

人は「生涯学習者である」を motto に、村民のニーズにあった多様な学習環境を整備する。学校教

育及び社会教育と連携して、生きる楽しさを構築できるように村民の意識改革を図る。

〔取組内容〕

(1) 生涯学習が続けられる環境整備 ○長寿学園等開設支援 ○公民館活動支援 ○友愛と健康の広場、村民体育館等施設活用推進 ○村まつり支援

(2) 村民のニーズにあった学習

○民俗芸能教室開設推進 ○ラジオ体操の参加推進 ○世代間交流の推進

(3) 活力ある生活空間の創造推進

○音楽鑑賞 ○芸術鑑賞 ○映画鑑賞 ○スポーツ体験 ○農業実践発表 ○海浜体験発表

6 教育行政の充実

「人材は資源である」ことは永遠の課題である。その課題を解決すべき教育行政には責任と実行力のある事業の展開が求められる。さらに、村民から信頼される多様な施策と連携が重要である。学校教育の充実・社会教育の充実等、地域社会とともにある開かれた教育行政を推進する。

〔取組内容〕

(1) 教育施策推進体制の充実
(2) 教育委員会及び事務局体制の充実
(3) 教職員等の労働環境の改善及び充実

(4) 「伊平屋村教育の日」の制定の伴う教育活動の普及・啓発

7 国際社会・情報社会への対応

グローバル化や高度情報社会の中で、広い視野で社会の流れを受け止められるような村民の意識改革を図る。特に、学校はネットワーキングセンターの役割を提供し、児童生徒らと共に情報を読み解く力を身に付け、国際性豊かな村民を目指す。

〔取組内容〕

(1) 国際社会に対応した教育の推進

○小中連携英語学習 ○ALT(JETプログラム)を活用した英語学習の充実 ○海外短期留学支援 ○IEDO(Theya English Day Camp Program)S開催 ○スピーチコンテスト開催

(2) 情報社会に対応した教育

(GIGAスクール構想)の推進 ○一人一台の学習端末を有効活用した授業づくりの推進 ○AI教材(eライブラリ)のスタディ・ログの活用した自己調整学習の充実 ○オンライン授業への対応※臨時休業(休校)等への備え

令和4年3月10日

伊平屋村教育委員会



令和4年度一般会計予算

総額 37億6,153万円

◆本年度予算の特徴◆

一般会計の予算総額は3,761,527千円、対前年度比4.4%増の157,152千円の増額となっている。

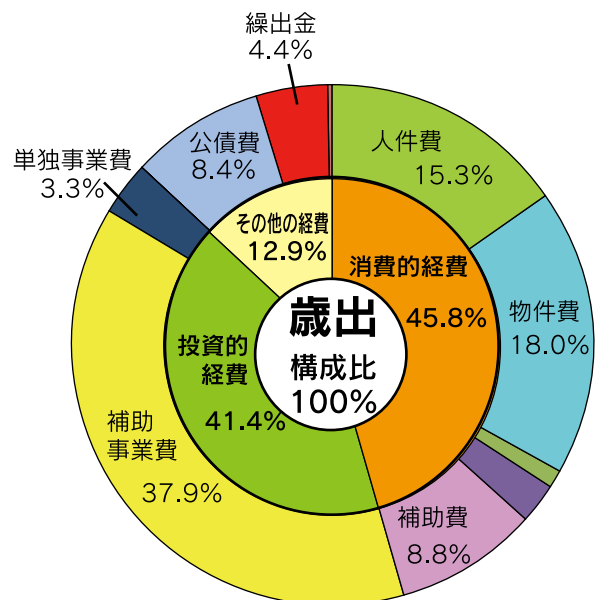
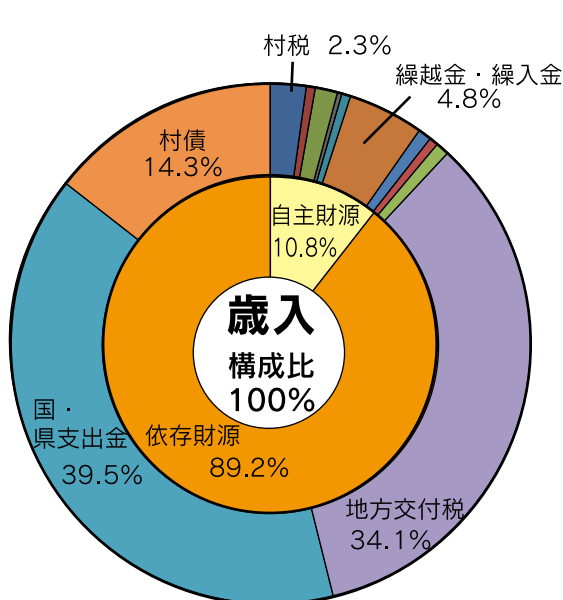
歳入を構成比で見ると、地方交付税34.1%、国・県支出金39.5%、村債14.3%と、依存財源が89.2%を占めており、自主財源に乏しい歳入構造となっている。

歳出を性質別と対前年度比で見ると、人件費577,205千円(△1.8%)、物件費676,877千円(△1.0%)、維持補修費34,540千円(25.8%)、扶助費102,574千円(32.8%)、普通建設補助事業費は1,425,857千円(3.8%)、普通建設単独事業費は123,971千円(58.7%)、人件費と物件費以外は増額となっている。漁港整備事業や土木費、教育費の大型事業により投資的経費の割合が41.4%、対前年度比でも6.7%の増となっている。

予算編成にあたっては、少ない経費で最大限の効果が発揮できるよう内部経費の抑制に努め、新たな財源の確保についても可能な限りの検討を尽くし、確保に努めた。

区分	本年度予算	構成比
自主財源	村税	87,256 2.3
	分担金及び負担金	27,806 0.7
	使用料及び手数料	49,790 1.3
	財産収入	7,070 0.2
	寄付金	18,761 0.5
	繰越金・繰入金	179,418 4.8
	諸収入	37,491 1.0
	小計	407,592 10.8
	依存財源	地方譲与税
交付金等		29,569 0.8
地方交付税		1,281,302 34.1
国・県支出金		1,485,712 39.5
村債		538,463 14.3
小計	3,353,935 89.2	
歳入合計	3,761,527 100	

区分	本年度予算	比較	伸率	構成比	
消費的経費	人件費	577,205	△10,503	△1.8	15.3%
	物件費	676,877	△6,776	△1.0	18.0%
	維持補修費	34,540	7,090	25.8	0.9%
	扶助費	102,574	25,346	32.8	2.7%
	補助費	330,418	1,455	0.4	8.8%
	小計	1,721,614	16,612	1.0	45.8%
投資的経費	補助事業費	1,425,857	52,606	3.8	37.9%
	単独事業費	123,971	45,839	58.7	3.3%
	その他	4,500	900	25.0	0.1%
	災害復旧費	1,406	△1,595	△53.1	0.0%
小計	1,555,734	97,750	6.7	41.4%	
その他の経費	公債費	316,189	45,353	16.7	8.4%
	積立金	127	0	0.0	0.0%
	投資及び出資金	0	0	0.0	0.0%
	繰出金	163,863	△2,543	△1.5	4.4%
	予備費	4,000	0	0.0	0.1%
小計	484,179	42,810	9.7	12.9%	
合計	3,761,527	157,172	4.4	100%	



令和4年度特別会計予算

総額 12億0,294万円

◆国民健康保険事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
国民健康保険税	19,048	19,569	△ 521
繰越金	1	1	0
諸収入	8	8	0
国・県支出金	157,276	159,119	△ 1,843
療養給付費交付金	0	0	0
前期高齢者交付金	0	0	0
共同事業交付金	0	0	0
他会計繰入金	31,763	31,282	481
合計	208,096	209,979	△ 1,883

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	3,305	2,049	1,256
保険給付費	144,922	148,942	△ 4,020
国民健康保険事業納付金	52,990	52,305	685
老人保健・共同事業拠出金	0	0	0
保険事業費	6,823	6,627	196
前期高齢者・介護納付金等	0	0	0
保健施設費	0	0	0
諸支出金・繰上充用金	56	56	0
予備費	0	0	0
合計	208,096	209,979	△ 1,883

◆後期高齢者医療特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
後期高齢者医療保険料	6,995	6,838	157
使用料及び手数料	3	3	0
繰越金	1	1	0
諸収入	75	3	72
他会計繰入金	4,537	4,519	18
合計	11,611	11,364	247

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
後期高齢者医療広域納付金	11,410	11,295	115
諸支出金	31	31	0
一般管理費	169	37	132
後期医療制度円滑運営補助金	1	1	0
合計	11,611	11,364	247

◆水道事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
使用料及び手数料	44,072	38,424	5,648
繰越金	1	1	0
諸収入	3	3,868	△ 3,865
国・県支出金	84,800	34,000	50,800
他会計繰入金	42,396	41,899	497
村債	61,700	28,200	33,500
合計	232,972	146,392	86,580

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	207,661	122,422	85,239
公債費	25,309	23,968	1,341
繰上充用金	1	1	0
予備費	1	1	0
合計	232,972	146,392	86,580

◆農業集落排水事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
使用料及び手数料	14,141	12,233	1,908
繰越金	0	0	0
諸収入	0	0	0
国・県支出金	0	0	0
他会計繰入金	39,130	35,243	3,887
村債	2,600	0	2,600
合計	55,871	47,476	8,395

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	41,332	29,092	12,240
公債費	14,537	18,382	△ 3,845
予備費	1	1	0
繰上充用金	1	1	0
合計	55,871	47,476	8,395

◆港湾整備事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
施設使用収入	2,457	2,460	△ 3
繰越金	1	1	0
諸収入	1,805	1,809	△ 4
他会計繰入金	0	29,000	△ 29,000
合計	4,263	33,270	△ 29,007

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
事業費	4,263	33,270	△ 29,007
公債費	0	0	0
合計	4,263	33,270	△ 29,007

◆船舶運航事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
運航収益	291,945	291,945	0
雑収入・その他	26,560	2,573	23,987
離島航路補助金	241,983	89,759	152,224
他会計繰上補助	97,771	96,812	959
企業債	0	0	0
補助金	15,288	15,878	△ 590
合計	673,547	496,967	176,580

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
運航費用	467,681	403,240	64,441
営業費用	196,618	92,622	103,996
予備費	0	1,105	△ 1,105
建設改良費	0	0	0
企業債償還金	0	0	0
合計	664,299	496,967	167,332

◆歯科診療所事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
診療事業収入	7,732	8,621	△ 889
繰越金	1	1	0
諸収入	2	2	0
他会計繰入金	8,854	6,522	2,332
合計	16,589	15,146	1,443

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	7,803	7,449	354
診療事業費	8,785	7,696	1,089
予備費	1	1	0
合計	16,589	15,146	1,443

伊平屋中学校第74回卒業式・野甫小中学校第73期卒業式
15の島発ちを皆で祝福。



伊平屋中学校



野甫小中学校



第74回伊平屋中学校卒業式は12日土曜日に、第73期野甫小中学校卒業式が14日月曜日に行われました。伊平屋中学校卒業式では、男子6名、女子8名計14名が卒業認定を受けて卒業証書を授与されました。卒業生は卒業証書授与後に一人ひとりマイクの前に立ち保護者への感謝や高校生活への抱負を語りましたが、多くが涙交じりの、15の島発ちを感じるものとなりました。その後の在校生による送辞も、卒業生による答辞も涙交じりで、学校生活の充実と仲のよさがかがえる感動的な式となりました。

野甫小中学校では、中学生は男子1名、女子2名が、小学生は女子1名が卒業認定を受けて卒業証書を授与されました。

鎌田登志男校長より卒業生への一人ひとりへの激励のこもった式辞ののち名嘉うららさんの学校生活との涙交じりの惜別の答辞があり、地域の方々も参加し一体となって児童生徒の卒業を祝いました。

3/16

伊平屋幼稚園修了式 6名が幼稚園を卒園。



伊平屋村立伊平屋幼稚園修了式が園舎にて執り行われました。園児たちは呼名に元気よく答え、大城健園長より修了の認定を受け、それぞれの「ぼくのゆめ わたしのゆめ」を披露しました。

6名の園児たちは4月からは新1年生として伊平屋小学校に入学予定とのこと。

3/17

伊平屋小学校卒業式 13名が卒業。

伊平屋村立伊平屋小学校卒業式が挙行されました。卒業生の男子8名、女子5名の計13名は卒業認定を受け、一人ひとり卒業証書を受け取ると将来の夢や目標、保護者や学校、周囲への感謝をしっかりと述べていました。

以前の担任の先生たちや退職された校長先生からも祝電が届き、卒業を祝福し成長を喜ぶ気持ちが溢れた感動的な卒業式となりました。



3/3 モズク初収穫

この日早朝よりモズクの収穫が始まり、漁協へ水揚げされました。



3/23 ろうきん北部地区推進委員会

沖縄県労働金庫名護支店の加入団体で構成されるろうきん北部地区推進委員会さまよりこの日、伊平屋村社会福祉協議会へ食料品の寄贈がありました。これは、生活困窮世帯への支援としてろうきん北部地区推進委員会が北部地区 12 市町村の社会福祉協議会あてに寄贈を行っている一環として行われたものです。パックごはんやレトルトカレー、インスタントラーメン計 3 万円相当が伊平屋村社会福祉協議会へ寄贈され、名嘉正明会長が「有意義に使わせていただきます」と感謝を述べました。



口座振替日について

令和 3 年分の確定申告の口座振替日は、次のとおりです。

所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 **4 月 21 日 (木)**
 個 人 事 業 者 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 **4 月 26 日 (火)**

○ 申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方の口座振替日は、国税庁ホームページをご確認ください。
 ※上記の口座振替日と異なります。

振替納税ができなかった場合は

振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合、金融機関又は所轄の税務署の窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

← 詳しくは国税庁ホームページをご確認下さい。



3/8 伊平屋小学校の田植え

この日、伊平屋小学校の児童たちは我喜屋区で田植えを行いました。1 期米の収穫は 7 月ごろを予定しています。



伊平屋村の行事予定表 schedule

4 月 April			
1 日	金	保育所入所式	15 日 金 ミニデイ (前泊)
5 日	火	ミニデイ (野甫)	19 日 火 ミニデイ (我喜屋)
6 日	水	ミニデイ (島尻)	20 日 水 伝統文化学習の日 弁当の日 保育所こいのぼり集会
7 日	木	入学式 (伊中・野甫小中) 1 学期始業式 (3 校)	
8 日	金	入学式 (伊小) 幼稚園入園式	25 日 月 ミニデイ (我喜屋)
11 日	月	ミニデイ (野甫)	26 日 火 予防接種
12 日	火	予防接種	29 日 金 海開 ウェルカムイベント 昭和の日
14 日	木	ミニデイ (田名)	

伊平屋村 人口動態 (令和 4 年 2 月末現在)		田名	前泊	我喜屋	島尻	野甫	合計	増減
	男	147	130	160	162	46	645	+ 1
	女	119	129	152	114	49	563	± 0
	計	266	259	312	276	95	1,208	+ 1
世帯数	128	121	163	139	52	603	+ 5	

